

福祉のまちづくり基本方針の概要

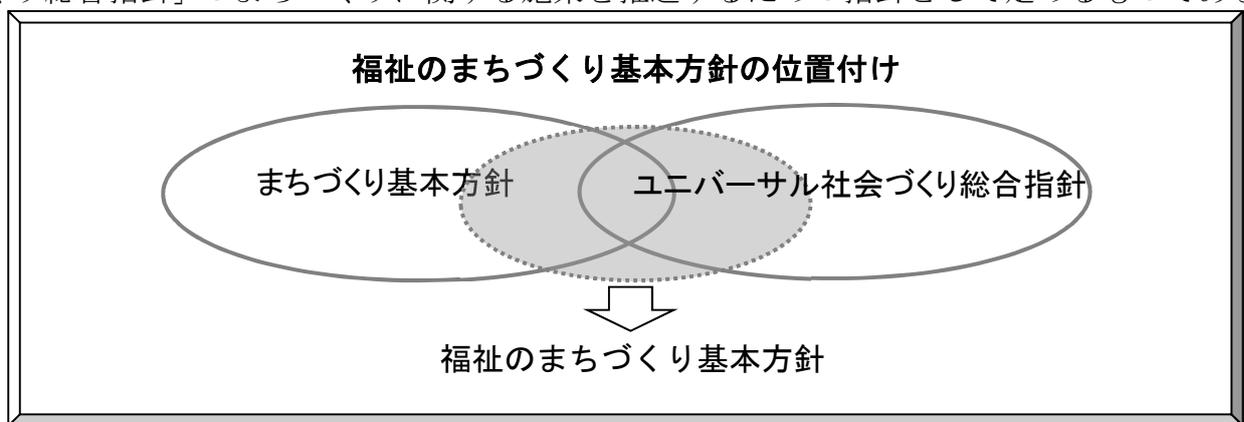
1 基本方針の性格

基本方針は、すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築に向け、福祉のまちづくり条例第7条に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するため、県、市町、県民及び事業者等の具体的な取組のあり方を示す指針としての性格をもつものである。

現基本方針は概ね10年後を見据えて策定し、5年後の平成27年を目標年次としている。

2 基本方針の位置付け

基本方針は、「まちづくり基本条例」に基づく「まちづくり基本方針」における福祉のまちづくりに関する施策の詳細な指針として定めるとともに、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」のまちづくりに関する施策を推進するための指針として定めるものである。



3 基本方針策定等の経緯

平成 6 年 3 月	策定
平成 8 年 4 月	阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえて改定
平成 24 年 1 月	福祉のまちづくり条例改正を踏まえて改定

4 前回改定の趣旨・ポイント

前回（平成24年）の改定においては平成22年に改正された福祉のまちづくり条例の趣旨・内容を反映させるとともに、福祉のまちづくりを取りまく状況の変化に対応するため、改定を行った。

【改定のポイント】

- ① 福祉のまちづくり条例の改正趣旨・内容を反映
 - ・ユニバーサル社会づくりの視点を明確化
 - ・バリアフリー情報を利用者が容易に入手できる環境の確保
 - ・利用者目線でのきめ細かな施設整備、管理・運営の推進
- ② 整備目標を新たに設定
 - ・急速な高齢化の進展等に対応し、施策を効果的に推進するため、福祉のまちづくりに関する整備目標を新たに設定（目標年次：平成27年）
- ③ 阪神・淡路大震災、東日本大震災を踏まえた「自然災害等の非常時への対応」を追加
 - ・自然災害時等の要援護者に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、非常時に備えた施設整備、管理・運営や要援護者支援体制の確立等の取組を推進